

令和8年度 千曲市一般廃棄物処理実施計画

【目的】

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により定めた「千曲市一般廃棄物処理基本計画(第2期)」に基づき、単年度ごとの事業実施に関する計画を定めるものである。

【計画期間】

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

【計画内容】

1.処理計画量

区 分	令和6年度実績	令和7年度見込	令和8年度計画	令和8年度計画の令和7年度見込に対する増減(%)
人 口	57,599	57,255	56,192	-1.86
世 帯 数	22,766	22,943	22,806	-0.60
可燃ごみ (トン)	12,528	12,750	12,900	1.18
不燃ごみ (トン)	452	490	480	-2.04
資源物 (トン)	2,409	2,345	2,365	0.85
粗大ごみ (トン)	17	20	18	-10.00
乾電池・蛍光管 (トン)	18	20	17	-15.00
ごみ計 (トン)	15,424	15,625	15,780	0.99
し 尿 (kl)	5,621	5,088	4,910	-3.50
浄化槽汚泥 (kl)	3,009	3,037	2,940	-3.20
雑排水汚泥 (トン)	294	266	260	-2.09

令和6年度、令和7年度の人口・世帯数は、各年10月1日現在の数値

2.資源化計画

(単位:トン)

種別	缶 びん類	ペット ボトル	プラス チック製 容器	紙類	紙製容器	庭 木 剪定枝	古布	廃食 用油	小型 家電	生ごみ (事業系)	合 計
資源 化量	缶 85	80	400	980	100	360	20	2	28	20	2,365
	びん 290										

資源化率

15.0%

3.排出抑制のための方策

(1)家庭系ごみの排出抑制

基本方針	基本施策
<p>ごみをできるだけ生み出さない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理手数料有料化の実施（指定ごみ袋1枚40円） ○生ごみの発生抑制の推進 <ul style="list-style-type: none"> 生ごみ堆肥化処理容器等設置の購入補助 食品ロス(家庭版20・10運動…毎月10日・20日に冷蔵庫の中身整理・食材の使い切り・食べきりの推進)の啓発 生ごみ減量・堆肥化講習会の開催 ダンボールコンポストモニター制度の実施 ○庭木剪定枝資源化の推進 ○マイバッグ持参、レジ袋削減の推進
<p>使い終わったものを資源としよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○資源物回収奨励金の交付 (PTA等6円/kg・区及び自治会4円/kg) ○分別収集奨励金の交付(2円/kg) ○ホリデーステーションの実施 (市内3か所で月2～5回実施) ○使用済小型家電等回収の実施 ○集合住宅管理者に対する適正排出指導 ○ごみ減量等推進員と連携した排出管理体制の確立 ○各家庭等における生ごみ減量・資源化の実践

(2)事業系ごみの排出抑制

基本方針	基本施策
<p>ごみをできるだけ生み出さない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○排出者責任と適正処理に関する周知と指導 ○事業者に対する分別等の指導 ○事業系ごみ減量パンフレットの活用 ○収集運搬業者に対する分別収集の指導 ○資源化の促進と減量指導の強化 ○食品ロス削減への取組み(20・10運動の啓発、促進) ※20・10運動…会食や宴会の席で、乾杯後20分・お開き前10分は自席で料理を楽しみ、食べ残しを減らす運動 ○多量排出事業者に対する「事業系廃棄物の減量に関する計画書」提出の徹底 ○多量排出事業者に対する立ち入り調査の実施 ○「千曲市役所環境率先行動計画」に基づく市公共施設におけるごみの発生抑制・減量・リサイクルの推進

(3)適切な処理体制の確立

基本方針	基本施策
<p>ごみを正しく処理します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○適正かつ効率的な収集運搬体制の確保 ○分別収集の徹底 ごみ減量等推進員との連携 ○不適正排出への指導 ごみ減量等推進員との連携 ○適正処理が困難な廃棄物における処理ルートの確立 ○長野広域連合ごみ焼却施設「ちくま環境エネルギーセンター」の適切な維持管理 ○葛尾組合不燃物処理施設の適切な維持管理 ○廃棄物の不適正処理の禁止と指導

(4)不法投棄防止対策

基本方針	基本施策
まちを美しくしよう	<ul style="list-style-type: none"> ○「ごみゼロの日」一斉清掃活動(5月最終日曜) ○「千曲川クリーン作戦」の実施(6月第3日曜) ○地域・職域ボランティアによる美化活動の奨励 ○ボランティア団体へ公共用ごみ袋の提供 ○不法投棄防止パトロールの実施(毎月実施) ○監視カメラの貸し出し ○不法投棄防止啓発看板等の設置、個人への無償提供 ○警察と連携した不法投棄事案に対する厳正な対処 ○市報・ホームページ等による啓発

(5)環境教育

基本方針	基本施策
環境のことをみんなで学ぼう	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育における環境教育の推進 小学校4年生用社会科副読本「ごみのはなし」作成配布 ○ごみ減量推進員等によるごみ処理施設見学会の開催 ○夏休み親子ごみ処理施設見学会の開催 ○ごみ・リサイクル関連の「出前講座」の開催 ○生ごみ減量・堆肥化講習会の開催 ○ダンボールコンポストモニター制度 ○学校・団体等における集団回収活動の活性化

(6)生活排水対策

基本方針	基本施策
し尿・浄化槽汚泥・雑排水汚泥の適正処理と資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○し尿定期収集体制の堅持 ○し尿の収集運搬事業者の指導監督 ○VCメーターによる収集量の明確化 ○浄化槽汚泥の収集運搬事業者の指導監督 ○浄化槽清掃事業者の指導監督 ○雑排水収集運搬事業者の指導監督 ○雑排水の適正な処理の委託

4.廃棄物収集運搬及び処分計画

(1)廃棄物の種類及び分別区分

ごみ				
種類	収集方法		収集・運搬を実施する物	処分方法
可燃ごみ	週2回指定袋 で収集	(更埴川東Ⅰ地域)	市(委託)	焼却及び溶融処理 後に残渣等の資源 化・埋立 ※1
		(更埴川東Ⅱ地域)		
		(更埴川西地域)		
		(戸倉地域)		
	(上山田地域)			
直接搬入	—	排出者又は許可業者		
不燃ごみ	月1回指定袋 で収集	(更埴地域)	市(委託)	金属類は資源化・ 残渣のみ埋立 ※2
		(戸上地域)		
	直接搬入	—	排出者又は許可業者	
資源物	びん／月2回	(更埴地域)	市(委託)	資源化
		(戸上地域)		
	缶／月2回	(更埴地域)	市(委託)	
		(戸上地域)		
	ペットボトル ／月2回	(更埴地域)	市(委託)	
		(戸上地域)		
	プラスチック製 容器包装 ／週1回	(更埴川東Ⅰ地域)	市(委託)	
		(更埴川東Ⅱ地域)		
		(更埴川西地域)		
		(戸倉地域)		
	(上山田地域)			
	紙類・古布／月1～2回		市(委託)	
庭木剪定枝		排出者又は 許可業者	チップ・堆肥副資材	
廃食用油	月1回指定場所	市(委託)	資源化(石鹼等)	
小型家電	拠点・ボックス回収	葛尾組合で契約(国認定事業者)	資源化	
生ごみ(事業系)・魚腸骨		許可業者	堆肥化・飼料化	
粗大ごみ	拠点回収		市(委託)	資源化 ※3
蛍光管	月1回指定場 所で収集	(更埴地域)	市(委託)	資源化 ※4
		(戸上地域)		
乾電池	月1回指定場 所で収集	(更埴地域)	市(委託)	資源化
		(戸上地域)		
家電4品目	拠点回収・指定事業者など		資源化	
事業活動に伴って 生ずる一般廃棄物	①事業者自らの責任において適正に処理することを原則とする ②自ら処理できない場合には自ら又は法の委託基準に従って市の許可を得た収集運搬業者に委託する		家庭ごみの処理に 準ずる	

一般家庭等から排出されるもの

	③千曲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条に該当する場合 (月の平均搬出量が100kg以下)は、市及び区・自治会長の許可を得て、 地区の収集所へ排出することができる ④事業者は、家庭ごみの例による分別等、市の施策に協力する	
一般廃棄物収集運搬業許可事業者(家電4品目限定を除く) 1. (株)平林軽金属工業所 2. (株)関根商店 3. (有)鳥昭商店 4. (有)三協金属 5. (有)カナザワ 6. (株)タケモト 7. (有)宮川商店 8. (株)西野興産 9. (有)金島産業 10. (株)ブライト 11. 小松産業(株) 12. (有)べちやる隊 13. 直富商事(株) 14. 宝資源開発(株) 15. 深澤産業(株) 16. 千曲資源リサイクル事業協同組合 17. (公社)更埴地域シルバー人材センター(草木に限る) 18. (有)神津建築 19. (有)田中商店 20. (株)アトムス 21. (有)品川商会 22. (有)千曲商行 23. (有)小宮山自動車 24. 平林解体 25. 千曲市清掃事業協同組合 26. 米山建材(株)(家庭一時多量ごみに限る)		

し尿・浄化槽汚泥・雑排水汚泥				
種 類	収 集 方 法	収集許可業者	処 理 場	処分方法
し 尿	毎月・隔月(偶数または奇数月)による定期と不定期の3区分により収集	(有)瀬下衛生社 (株)アスター	千曲衛生センター	標準脱窒素 処理方式 ※5
	収集地域は、次の区分による地域割とする [更埴地域] 屋代・粟佐・雨宮・生萱・土口・倉科・森・小島・杭瀬下・ 鋳物師屋・寂蒔 …(有)瀬下衛生社 桜堂・新田・中・打沢・稻荷山・野高場・桑原・八幡 …(株)アスター			
	[戸倉地域]	磯部・福井・新戸倉・上町・上中町・中町 …(有)瀬下衛生社 上徳間・内川・千本柳・小船山・若宮・芝原・黒彦・須坂・今井町・ 柏王・戸倉温泉・仙石・羽尾第4区・5区 …(株)アスター		
	[上山田地域]	三本木・八坂・中央・城腰・温泉 …(有)瀬下衛生社 力石・新山・漆原 …(株)アスター		

種 類	収 集 方 法	収 集 許 可 業 者	処 理 場	処 分 方 法
浄化槽汚泥	浄化槽管理者の 依頼により収集	(有)瀬下衛生社 (株)アスター コマキ工業(株) (株)サンテック (株)篠ノ井環境サービス	千曲衛生センター	標準脱窒素 処理方式 ※5
	<p>【更埴地域】 (有)瀬下衛生社・(株)アスター・(株)サンテック (株)篠ノ井環境サービス</p> <p>【戸倉地域】 (有)瀬下衛生社・(株)アスター・(株)サンテック (株)篠ノ井環境サービス</p> <p>【上山田地域】 コマキ工業(株)・(有)瀬下衛生社・(株)アスター (株)サンテック・(株)篠ノ井環境サービス</p> <p>[森地区農業集落排水処理施設] [倉科地区農業集落排水処理施設]—令和8年3月31日下水道接続により事業統合 [羽尾地区農業集落排水処理施設]</p>			
雑排水汚泥	おおむね年3～4回の 定期収集	(株)アスター コマキ工業(株)	<p>中間処理 信濃理化学工業(株)</p> <p>↓</p> <p>運搬 長野市生活環境協同組合</p> <p>↓</p> <p>最終処分場 クリーンユーキ(株)佐久工場</p>	活性汚泥方式 ※6

(2)排出禁止物

(千曲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第18条による)

ア	処理が困難なもの(プロパンボンベ・農薬びん・毒物など)
イ	一時多量のごみ(多量のプラスチック・金属くずなど)
ウ	特別管理一般廃棄物(感染性一般廃棄物・燃え殻など)
エ	産業廃棄物(農業用マルチ・建設廃材など)

※個別に排出場所等の相談を受ける

(3) 収集運搬量

①ごみ

(単位:トン)

可燃ごみ	不燃ごみ	缶類	びん	ペット ボトル	プラ 容器	紙類	紙製容器	庭木 剪定枝	粗大 ごみ	その他	計
12,900	480	85	290	80	400	980	100	360	18	87	15,780

※その他は、古布・廃食用油・蛍光管・乾電池・小型家電・事業系生ごみ

②し尿・浄化槽汚泥・雑排水汚泥

し尿	浄化槽汚泥	雑排水汚泥
4,910キロリットル	2,940キロリットル	260トン

市内・葛尾組合で資源化等処理できない一般廃棄物については、処理施設のある市町村との協議終了後、法施行令第4条第9号イに基づく通知をし、処理を行う

- ※1.可燃ごみは、ごみ焼却施設において焼却及び溶融を行い、溶融スラグ等は資源化処理を行う
不適合スラグや溶融不適物については、最終処分場(長野広域連合エコパーク須坂)で埋立処分する
- ※2.不燃ごみは、葛尾組合不燃物処理施設で中間処理(選別・圧縮)後、金属類は資源化・残渣は民間事業者
に委託し、最終処分場で埋立処分する
- ※3.粗大ごみは、民間事業者
に委託し、収集後破碎して金属類は資源化する
可燃残渣は、ごみ焼却施設において可燃ごみ同様の処理を行う
- ※4.蛍光管は、民間事業者
に委託し、中間処理(破碎処理)後、金属・ガラス等を資源化する
- ※5.し尿・浄化槽汚泥(羽尾地区農業集落排水処理施設分を含む)は、千曲衛生センターにおいて中間処理
し、堆肥化する
森地区農業集落排水処理施設の浄化槽汚泥は、民間事業者
に委託し、堆肥化する
- ※6.雑排水汚泥は、民間事業者
に委託し、堆肥化する

5. 中間処理計画

(単位:トン)

		焼却施設	不燃物 処理施設	缶・びん 処理施設	圧縮梱包施設	庭木剪定枝 搬入場	その他	合 計
15,780		12,900	480	375	1,560	360	105	
搬入別 内訳	市収集	7,500	340	365	1,075	240	75	9,595
	直接搬入	600	50		5	120		775
	事業者搬入	4,800	90	10	480		30	5,410

その他は、古布・廃食用油・蛍光管・乾電池・小型家電・事業系生ごみ・粗大ごみ

6. 最終処分計画

(単位:トン)

埋立処分量		756
内訳	焼却残渣 (不適合スラグ・溶融不適物等)	516
	不燃物残渣	240
埋立せず資源化処理 (溶融スラグ等)		903

7.中間処理施設及び処理形態の概要

「ごみ処理施設」

(1)焼却施設

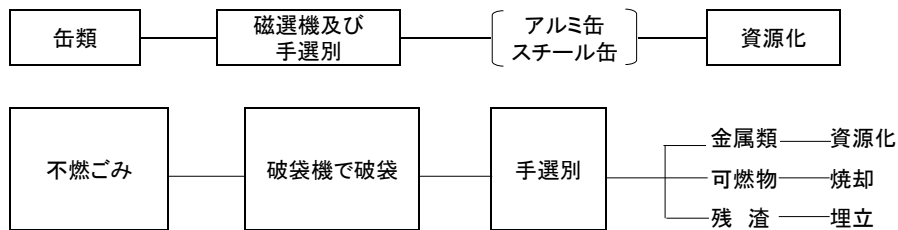
- ①名 称 ちくま環境エネルギーセンター
- ②所 在 地 千曲市大字屋代3088番地
- ③運 営 長野広域連合
(千曲市・長野市・須坂市・坂城町・飯綱町・信濃町・高山村・小川村で構成する広域連合)
- ④建設年度 平成30年度～令和4年度
- ⑤機 種 全連続式ストーカ炉・灰熔融炉
- ⑥能 力 焼却炉100トン／日・2基(50トン×2炉) 灰熔融炉10トン／日

(2)最終処分場

- ①名 称 長野広域連合一般廃棄物最終処分場(エコパーク須坂)
- ②所 在 地 須坂市大字亀倉850番地
- ③運 営 長野広域連合
(千曲市・長野市・須坂市・坂城町・飯綱町・信濃町・高山村・小川村で構成する広域連合)
- ④建設年度 令和2年度
- ⑤埋立種類 管理型
- ⑥埋立面積 16,700平方メートル
- ⑦埋立容量 85,000立方メートル

(3)不燃物処理施設

- ①名 称 葛尾組合不燃ごみ及び資源ごみ処理施設
- ②所 在 地 千曲市大字上山田3813番地100
- ③運 営 葛尾組合(千曲市・坂城町で構成する一部事務組合)
- ④建設年度 昭和45年度～46年度
- ⑤能 力 15トン／日
- ⑥処理方法

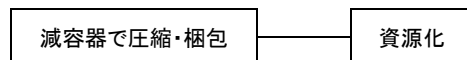


※廃乾電池も資源化する

※R9年1月より、新リサイクルセンターへ搬入場所が変更となる予定

(4)資源ごみ処理施設

- ①名 称 葛尾組合資源ごみ処理施設
- ②所 在 地 坂城町大字中之条1850番地
- ③運 営 葛尾組合(千曲市・坂城町で構成する一部事務組合)
- ④建設年度 平成14年度建設
- ⑤能 力 プラスチック製容器包装 8トン／日
ペットボトル 0.8トン／日
- ⑥処理方法



※プラスチック製容器包装及びペットボトルは、(財)日本容器包装リサイクル協会が全量を資源化する

(5)ストック・ヤード(缶・びん)

- ①名 称 葛尾組合ストック・ヤード
- ②所 在 地 坂城町大字中之条1850番地
- ③運 営 葛尾組合(千曲市・坂城町で構成する一部事務組合)
- ④建設年度 平成8年度建設

⑤保管面積 180㎡

種 類	保管面積	備 考
缶	63.25㎡	スチール缶/24.75㎡・アルミ缶/38.5㎡
びん	116.7㎡	無色/52.25㎡・茶色/40.5㎡・その他/24㎡

⑥保管容量 360㎡

種 類	保管容量	備 考
缶	126.5㎡	スチール缶/49.5㎡・アルミ缶/77㎡
びん	233.5㎡	無色/104.5㎡・茶色/81㎡・その他/48㎡

※びんは、(財)日本容器包装リサイクル協会が全量引取

〔令和6年度に(財)日本容器包装リサイクル協会が、容器包装リサイクル法に基づき引取る事業者の負担割合は、無色びん95%・茶色びん88%・その他のびん92%である〕

※缶は、葛尾組合が落札業者へ有償で売り渡し

(6)ストック・ヤード(プラスチック製容器包装・ペットボトル)

- ①名 称 葛尾組合プラスチック等ストック・ヤード
- ②所 在 地 坂城町大字中之条1850番地
- ③運 営 葛尾組合(千曲市・坂城町で構成する一部事務組合)
- ④建設年度 平成14年度建設

⑤建築面積 918㎡

⑥保管面積 72㎡

種 類	保管面積
プラスチック製容器包装	52㎡
ペットボトル	20㎡

⑦保管容量 145㎡

種 類	保管容量
プラスチック製容器包装	105㎡
ペットボトル	40㎡

※プラスチック容器包装及びペットボトルは、(財)日本容器包装リサイクル協会が全量引取

〔令和6年度に(財)日本容器包装リサイクル協会が、容器包装リサイクル法に基づき引取る事業者の負担割合は、プラスチック製容器包装99%・ペットボトル100%である〕

※(4)、(5)、(6)の資源物処理施設は、令和9年4月より新リサイクルセンターの稼働に伴い変更となる予定です。

「し尿・浄化槽汚泥処理施設」

(1)し尿処理施設・汚泥堆肥化施設

- ①名 称 千曲衛生センター
- ②所 在 地 千曲市大字屋代3119番地
- ③運 営 千曲衛生施設組合(長野市・千曲市・坂城町で構成する一部事務組合)
- ④建設年度 第1期工事(昭和35～37年度)・第2期工事(昭和40～41年度)
第3期工事(昭和50～53年度)・第4期工事(平成2～5年度)
堆肥化施設(平成17年3月)
- ⑤能 力 し尿処理270キロリットル／日・汚泥処理40キロリットル／日・堆肥化 600トン／年